

官報

号外
昭和五十五年十月二十四日

第九十三回 衆議院會議録 第八号

昭和五十五年十月二十四日(金曜日)

議事日程 第七号

昭和五十五年十月二十四日

午後一時開議

- 第一 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 地方支分部局の整理のための行政管理局設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、四国行政監察支局等の設置に關し承認を求めるの件

○本日の會議に付した案件

- 議員請暇の件
- 日程第一 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 地方支分部局の整理のための行政管理局設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、四国行政監察支局等の設置に關し承認を求めるの件

午後一時四分開議

○議長(福田一君) これより會議を開きます。

議員請暇の件

○議長(福田一君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

勝岡田清一君及び後藤茂君から、いずれも海外旅行のため、十月二十七日から十一月十日まで十五日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも許可するに決しました。

日程第一 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第一、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長(報告)を求めます。農林水産委員長田邊國男君。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔田邊國男君登壇〕

○田邊國男君 ただいま議題となりました農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、農林漁業団体共済組合による給付に關し、他の共済組合制度に準じて、通算退職年金の額の算定方式により算定することとされる退職年金等の額のうちの定額部分の額を引き上げ、本年六月分の年金額の算定から適用するとともに、新法に基づく退職年金等に係る最低保障額を本年六月分から引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、十月二十二日政府から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、同日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、年金財政の健全化に資するため、国庫補助率の引き上げ等八項目にわたる附帯決議が付けられました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 地方支分部局の整理のための行政管理局設置法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第三 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、四国行政監察支局等の設置に關し承認を求めるの件

○議長(福田一君) 日程第二、地方支分部局の整理のための行政管理局設置法等の一部を改正する法律案

法律案、日程第三、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、四国行政監察支局等の設置に關し承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

委員長(報告)を求めます。内閣委員長江藤隆美君。

地方支分部局の整理のための行政管理局設置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○江藤隆美君 ただいま議題となりました両案件につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、両案件の要旨を申し上げます。

地方支分部局の整理のための行政管理局設置法等の一部を改正する法律案は、行政機構の簡素化を図るため、中国管区行政監察局と四国管区行政監察局とを統合して、中国四国管区行政監察局とすることなど、行政管理局等八省庁に置かれる地方支分部局の整理再編成等を行うとするものであります。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、四国行政監察支局等の設置に關し承認を求めるの件は、地方支分部局の整理再編成に伴い、四国行政監察支局を高松市に設置すること等について、国会の承認を求めようとするものであります。

地方支分部局の整理のための行政管理局設置法等の一部を改正する法律案は十月十四日に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、四国行政監察支局等の設置に關し承認を求めるの件は十月十六日に本委員会に付託され、十月十六日両案件について提案理由の説明を聴取した後、一括し

昭和五十五年十月二十四日 衆議院会議録第八号 朗読を省略した議長の報告

一二八

て審査を行い、十月二十三日質疑を終了、採決の結果、法律案は多数をもって可決、承認案件は多数をもって承認すべきものと決しました。
なお、法律案に対し、附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) これより採決に入ります。

まず、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

○議長(福田一君) この際、暫時休憩いたします。
午後一時十二分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

出席國務大臣

農林水産大臣 亀岡 高夫君
國務大臣 中曾根康弘君

○朗読を省略した議長の報告

〔議決通知〕

一、去る二十一日、本院は次の件を議決した旨内閣に通知した。

昭和五十二年一般会計歳入歳出決算

昭和五十二年特別会計歳入歳出決算

昭和五十二年度国税収納金整理資金受払計算書

昭和五十二年度政府関係機関決算書

一、去る二十一日、本院は次の件を是認した旨内閣に通知した。

昭和五十二年度国有財産増減及び現在額總計算書

書

昭和五十二年度国有財産無償貸付状況總計算書
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠
角屋堅次郎君 中西 續介君
矢山 有作君 前川 旦君
渡部 行雄君 竹内 猛君

河野 洋平君 田島 衛君

竹内 猛君 渡部 行雄君

中西 續介君 角屋堅次郎君

前川 旦君 矢山 有作君

田島 衛君 河野 洋平君

文教委員

辞任

中西 續介君 角屋堅次郎君

角屋堅次郎君 中西 續介君

社会労働委員

辞任

大橋 敏雄君 草川 昭三君

草川 昭三君 大橋 敏雄君

運輸委員

辞任

山村新治郎君 近藤 鉄雄君

浅井 美幸君 春田 重昭君

春田 重昭君 浅井 美幸君

通信委員

辞任

福永 健司君 東家 嘉幸君

科学技術委員

辞任

瀬崎 博義君 山原健二郎君

山原健二郎君 瀬崎 博義君

環境委員

辞任

池田 淳君 山村新治郎君

竹内 勝彦君 浅井 美幸君

浅井 美幸君 竹内 勝彦君

予算委員

辞任

橋本龍太郎君 福永 健司君

草川 昭三君 大橋 敏雄君

大橋 敏雄君 草川 昭三君

決算委員

辞任

前川 旦君 矢山 有作君

矢山 有作君 前川 旦君

農林水産委員

辞任

小里 貞利君 嶋田利太郎君

吉浦 忠治君 草川 昭三君

嶋田利太郎君 小里 貞利君

草川 昭三君 吉浦 忠治君

運輸委員

辞任

佐藤 文生君 細田 吉藏君

近藤 鉄雄君 山村新治郎君

細田 吉藏君 佐藤 文生君

通信委員

辞任

武部 文君 野口 幸一君

野口 幸一君 武部 文君

環境委員

辞任

山村新治郎君

補欠

池田 淳君

議院運営委員

辞任

野口 幸一君

補欠

武部 文君

武部 文君

野口 幸一君

一、昨二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

粕谷 茂君

補欠

浜野 剛君

宮崎 茂一君

小沢 貞孝君

河野 洋平君

片岡 清一君

浜野 剛君

塩田 晋君

田島 衛君

河野 洋平君

宮崎 茂一君

粕谷 茂君

小沢 貞孝君

塩田 晋君

田島 衛君

河野 洋平君

宮崎 茂一君

粕谷 茂君

小沢 貞孝君

塩田 晋君

運輸委員

辞任

佐藤 文生君

補欠

細田 吉蔵君

細田 吉蔵君

上坂 昇君

和田 一仁君

関 晴正君

小沢 正義君

和田 一仁君

科学技術委員

辞任

上坂 昇君

補欠

関 晴正君

和田 一仁君

関 晴正君

小沢 正義君

和田 一仁君

寺前 巖君

第一君

寺前 巖君

第一君

寺前 巖君

第一君

寺前 巖君

第一君

寺前 巖君

第一君

寺前 巖君

第一君

寺前 巖君

第一君

最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案（稲葉誠一君外五名提出）

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（稲葉誠一君外五名提出）

刑法の一部を改正する法律案（稲葉誠一君外五名提出）

政治亡命者保護法案（稲葉誠一君外五名提出）

（議案付託）

一、去る二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一号）

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出第三号）

以上二件 内閣委員会 付託

昭和三十五年における冷害等に係る被害農業者のために被害市町村が実施する緊急冷害等対策事業に関する臨時措置法案（安井吉典君外七名提出、衆法第五号）

農林水産委員会 付託

（議案送付）

一、去る二十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

昭和三十五年における冷害等に係る被害農業者のために被害市町村が実施する緊急冷害等対策事業に関する臨時措置法案（安井吉典君外七名提出）

（答弁書受領）

一、去る二十一日、内閣から次の答弁書を受領し

た。

衆議院議員草川昭三君提出薬価基準の改定に関する質問に対する答弁書

薬価基準の改定に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十五年十月十四日

提出者 草川 昭三

衆議院議長 福田 一殿

医療保険において支払われる薬剤費は、年間およそ四兆円に達するものと考えられる。他方、現行の薬価基準と実際の医療機関が購入している医薬品の実勢価格とは著しく乖離し、各種の不適正販売とともに大きな社会問題となつてゐる。

いま仮に、現行の薬価基準を一五パーセント引き下げれば、年間およそ六千億円にも及ぶ医療費の節約が可能とし、それが医療保険制度の改善に役立つと同時に、国民の医療に対する不信を払拭する重要な第一歩となりうることも明らかである。

従つて、私は、薬価基準の改定とその不合理の解消を図ることが焦眉の急務であると信じ、本年二月の予算委員会においてこの問題についての質問を行い、その際の政府の答弁を踏まえて、更に本年五月には「薬価基準改正等に関する質問主意書」（昭和五十五年五月七日提出、質問第一四号）を提出し、これに対する政府の答弁書（昭和五十

五年五月十六日受領、答弁第一四号)を受領したところであるが、これら一連の経過に沿つて、ここに改めて次の事項につき質問する。

一 現行の薬価基準の改定のための薬価調査は、昭和五十三年七月に実施された。じ来今日まで二十七月の歳月を経過している。

前述のとおり年間六千億円の医療費の節約という観点からすれば、この二十七月間に実は一兆三千五百億円の無駄遣いが放置されていると言つても過言ではない。

1 なぜ、このような長期間にわたつて薬価基準の改定が遅延されているのか。さきの政府の答弁書によれば、「本調査以外に特別調査及び五回にわたる経時変動調査の結果を基に行つてゐるため、従前に比べ相当の期間を要している」ためであるという。これは、さきの予算委員会とこれに引き続く社会労働委員会における政府の答弁とも照合すれば、政府の一貫した見解であると考えられる。従つて、薬価基準改定の遅延理由は、当然のことながら、さきの答弁書に述べられている見解のとおりと解してよい。

2 政府は、さきの予算委員会において、薬価調査の集計作業が本年四月二十日前後には終了する旨を答弁している。このため、私は去る五月にさきの質問主意書を提出したのであるが、政府は「現在、全力を挙げて作業を進めて」いるとのみ答弁し、結果的には、第五回

の経時変動調査の実施からすでに一年を経過しようとしている。そればかりか、仄聞するところによれば政府は、本年九月、更に第六回目の経時変動調査を開始したという。従つて、この際、第六回目の経時変動調査の目的、内容及びその進捗状況並びに集計終了時期を明らかにされたい。

3 薬価基準の改定が、「……五回にわたる経時変動調査の結果を基に行つてゐるため」遅延しているという現在、この第六回目の調査の集計についても「全力を挙げて作業を進め」、更に一年を経過させるとすれば、薬価基準の改定はまさに百年河清を待つに等しいか、薬価基準の改定を実施しないために薬価調査を行つてゐるか、いずれかの結論に到達せざるをえない。この点について政府の見解を改めて示されたい。

二 1 薬価基準の改定の実施時期についてさきの答弁書は、「この作業が終了した段階で早急に薬価基準の改定を実施したい。」と述べている。そして政府は、現在「この作業」即ち薬価基準の算定作業の、終了しない状況又は終了させない状況を意圖的に現出させていると言ふことができる。このような状況は、誠に遺憾であると考えているが、実施時期についての政府の見解自体は、当然のことながら、さきの答弁書に述べられている見解のとおりと解してよい。

2 薬価基準の改定の実施時期について、さきの答弁書に述べられている政府の見解とは異なつて、診療報酬の改定の実施時期と連動するかのとき説が存在している。この説の根拠は、昭和四十七年一月の中央社会保険医療協議会の建議書のうち「第二薬価調査」の後段の部分のみを切り離して強調し、前段の部分を無視する点に求められている。

私は、現行の薬価基準と実勢価格との差益が、低い技術料の穴埋め的な作用を果たしている事態を認めるが、それが好ましいこととは考えていない。その点について、建議書もまた、診療報酬体系の適正化を阻害している現行薬価の適正化を図れと指摘しているところでもある。従つて、まず薬価基準の改定を早急に実施しなければならず、その結果生じた余裕を医師の技術料等に上積みすべきであつて、実施時期の連動によつては薬価の適正化は図れないと考える。この点について、政府の見解を明確に示されたい。

右質問する。

内閣衆議院議員 福田 一殿
昭和五十五年十月二十一日
衆議院議員 草川昭三君提出薬価基準の改定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員草川昭三君提出薬価基準の改定に関する質問に対する答弁書
一の1から3まで及び二の1について

昭和五十三年七月に実施した薬価調査に基づき薬価基準の算定作業は本調査のほか特別調査及び五回にわたる経時変動調査の結果を基に行つてきたが、更に直近における医薬品の市場価格を適正に把握するため、本年九月初から約一か月間、価格変動の激しいと思われる医薬品を中心に経時変動調査を実施したところであり、現在集計中である。その集計作業の終了には、なおしばらくの期間が必要である。

この調査結果を踏まえ、早急に薬価基準の算定作業を行い、その改定を実施したい。

二の2について
診療報酬及び薬価基準の適正化については、御指摘の中央社会保険医療協議会の建議をも踏まえ、今後とも更に努力してまいりたい。

右
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

国会に提出する。
昭和五十五年十月七日
内閣総理大臣 鈴木 善幸

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第一条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第三十六條第二項ただし書中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改める。

第三十六條の二第二号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に、「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第三十七條第四項第一号及び第三十七條の二第五項第一号中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第三十七條の三第三項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第三十九條の三第一項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に、「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改め、同条第二項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第四十二條第五項第一号中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第四十六條第二項中「四十三万二千円」を「五十三万七千六百円」に改める。

第四十六條の二第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

別表第二中「第三十九條」第三十九條の三、

昭和五十五年十月二十四日 衆議院會議録第八号

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案及び同報告書

第四十條—第四十五條を「第三十九條—第四十五條」に、「六六九、〇〇〇円」を「八三四、〇〇〇円」に、「五五二、〇〇〇円」を「六八四、〇〇〇円」に、「三九六、〇〇〇円」を「五〇一、六〇〇円」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第六條第一項ただし書中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改める。

(昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第三条 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条の八第五項中「同年四月分以後」を「同年四月分及び同年五月分においては」に、「前各項を第一項、第二項及び前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定の適用を受ける通算退職年金

については、昭和五十五年六月分以後、その額を、これらの規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、これらの規定中「四十七万七千九百七十二円」とあるのは、「四十九万二千円」と読み替えるものとする。

第四条の八に次の一項を加える。

7 昭和五十四年三月三十一日以前に第一条第一項の資格の喪失をし、又は第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員に係る通算遺族年金であつて、その年金を受ける権利が昭和五十五年五月三十一日以前に取得されたものについては、同年六月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして第三項から第五項までの規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

附 則
(施行期日等)
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 第一条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)の規定及び第二条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(以下「改正後の三十九年改正法」という。)附則第六條第一項ただし書の規定並びに次項及び附則第四項の規定は、昭和五十五年六月一日から適用する。

(退職年金等の額の特例に関する経過措置)
3 改正後の法の規定(改正後の法第三十七條の三第三項第一号の規定を除く。)及び改正後の三十九年改正法附則第六條第一項ただし書の規定は、昭和三十九年十月一日から昭和五十五年五月三十一日まで給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

4 改正後の法第三十七條の三第三項第一号の規定は、昭和五十四年四月一日から昭和五十五年五月三十一日までに給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

理 由
農林漁業団体職員共済組合による給付に関し、厚生年金保険における年金額の引上げに伴い、他の共済組合制度に準じて、年金の算定の基礎となる定額部分の額及び年金の最低保障額の引上げを行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の要旨及び目的
本案は、厚生年金保険における年金額の引上げに伴い、他の共済組合制度に準じて、本制度の給付内容を改善しようとするものであり、その要旨は次のとおりである。
(1) 年金額のうちの定額部分の額の引上げ

一三二

昭和五十五年十月二十四日 衆議院會議録第八号

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案及び同報告書 地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法 等の一部を改正する法律案及び同報告書

一三二

通算退職年金の額の算定方式により算定することとされる年金等の額のうちの定額部分の額を引き上げ、昭和五十五年六月分の年金額の算定から適用すること。

(2) 退職年金等の最低保障額の引上げ

退職年金、障害年金及び遺族年金について、三十九年改正法による改正後の本法の規定による最低保障額を昭和五十五年六月分から引き上げること。

二 議案の可決理由

本案は、他の共済組合制度に準じて、給付内容を改善するものであり、妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十五年度一般会計予算（農林水産省所管）に農林漁業団体職員共済組合に要する経費として百五十四億三百八十五万五千円が計上されている。

右報告する。

昭和五十五年十月二十二日

農林水産委員長 田邊 國男

衆議院議長 福田 一 殿

〔別紙〕

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本制度の一層の発展充実を期するた

め、財政基盤の弱い本制度の特殊性を考慮し、制度の健全かつ円滑な運営が図られるよう左記事項に検討を加え、その実現に努めるべきである。

記

一 増大する不足財源に対処するため、給付費に対する国庫補助率を百分の二十以上に引き上げるとともに、財源調整費補助の増額を図る等財政基盤の強化に努めること。

二 掛金負担については、財政の再計算の結果、他の共済年金制度との均衡及び後世代負担との関連を考慮し、組合員負担の急激な増高をきたさないよう配慮を加えること。

三 全国農業協同組合中央会の行う農協等相互扶助事業を継続実施し、本制度への寄与を高める等その拡充強化に努めること。

四 退職年金等の支給開始年齢の引上げ措置に対処し、対象団体の経営基盤の強化を図るとともに、加入団体の定年制の延長、給与体系の整備等雇用条件の改善が図られるようその体制づくりに適切な指導を行うこと。

五 既裁定年金の改善については、公務員給与の引上げに対応した自動スライド制の導入を検討すること。

六 退職年金等の最低保障額については、新・旧格差の是正に努めるとともに、その給付水準の引上げに努めること。

七 遺族年金については、支給率の改善の検討を行うこと。

なお、旧法年金者の寡婦加算額の引上げ措置に対応し、新法年金者にもその均衡上必要な措置を講ずること。

八 農林年金受給者の組織化に対処し、その意向が制度の運営に反映する方途を検討すること。右決議する。

地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和五十五年十月六日
内閣総理大臣 鈴木 善幸

地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律

(行政管理庁設置法の一部改正)

第一条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第五項中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同項の表中

廣島市 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
松本市 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
島根県 岡山県 広島県 山口県
県 香川県 愛媛県 高知県

に改め、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項中「除く。」の下に「及び四国行政監察支局」を加え、同項を同条第十項とし、同条第六項の次に次の三項を加える。

7 中国四国管区行政監察局に、その事務の一部を分掌させるため、四国行政監察支局を置く。

8 四国行政監察支局の位置及び管轄区域は、政令で定める。

9 四国行政監察支局の内部組織は、総理府令で定める。
附則に次の一項を加える。

4 四国行政監察支局は、昭和六十年三月三十一日までに廃止するものとする。
(法務省設置法の一部改正)

第二条 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
第十一条の二中「左の」を「次の」に、「掌る」を「つかさどる」に改め、同条第四号中「入国管理事務所」を「地方入国管理局」に改める。

第十三条の十一第一項中「入国管理事務所」を「地方入国管理局」に、「出張所」を「支局及び出張所並びに支局の出張所」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「入国管理事務所」を「地方入国管理局」に改め、同条第五項を次のように改める。

地方入国管理局の支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

第十三条の十一に次の一項を加える。

地方入国管理局の支局の内部組織並びに地方入国管理局の出張所又は支局の出張所の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。

別表五を次のように改める。

別表五 (第十三条の十一関係)

名 称	位 置	管 轄 区 域
東京入国管理局	東京 都	東京都 神奈川県 埼玉県 千葉県 茨城県 栃木県 群馬県 山梨県 長野県 新潟県
大阪入国管理局	大阪 市	大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山県
名古屋入国管理局	名古屋 市	愛知県 三重県 静岡県 岐阜県 福井県 富山県 石川県
広島入国管理局	広島 市	広島県 山口県 岡山県 鳥取県 島根県
福岡入国管理局	福岡 市	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 鹿児島県 宮崎県 沖縄県
仙台入国管理局	仙 台 市	宮城県 福島県 山形県 岩手県 秋田県 青森県
札幌入国管理局	札 幌 市	北海道
高松入国管理局	高 松 市	香川県 愛媛県 徳島県 高知県

(大蔵省設置法の一部改正)

第三条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十條中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同条の表中

北九州財務局	福岡市	福岡県
南九州財務局	熊本市	熊本県

佐賀県 長崎県	を	九州財務局
大分県 鹿児島県 宮崎県		熊本市 熊本県 福岡県 佐賀県 長崎県

第二十一条の二に次の一条を加える。

(福岡財務支局)

第二十一条の三 九州財務局の所掌事務の一部を分掌させるため、福岡財務支局を置く。

2 福岡財務支局の位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 福岡財務支局の内部組織は、大蔵省令で定める。

第二十二條の見出し中「財務局」の下に、「福岡財務支局」を加え、同条第一項中「財務局」の下に「又は福岡財務支局」を加え、同条第二項及

び第四項中「財務局」の下に、「福岡財務支局」を加える。

附則に次の一項を加える。

5 福岡財務支局は、昭和六十年三月三十一日までに廃止するものとする。

(厚生省設置法の一部改正)

第四条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三條」を「第三十三條の二」に改める。

第三十二條中「通り」を「とおり」に改め、同条の表中

中国地方医务局	広島市 鳥取県 島根県
四国地方医务局	高松市 徳島県 香川県
中国四国地方医务局	広島市 鳥取県 島根県 徳島県 香川県 高松市 愛媛県 高知県

山口県 知県 山口県 に改める。

第二章第三節第一款中第三十三條の次に次の一条を加える。

(四国地方医务支局)

第三十三條の二 中国四国地方医务局に、その

事務の一部を分掌させるため、四国地方医务支局を置く。

2 四国地方医务支局の位置及び管轄区域は、政令で定める。

地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

船員職業安定法（昭和二十三年法律第百

三十号)の一部を次のように改正する。

第七条中「運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第三十九条の海運局長をいう」を「海運監理部長を含む」に、「掌り」を「つかさどり」に改める。

第十条中「海運局において」を「海運局(海運監理部を含む。以下同じ。において)」に改める。

(水先法の一部改正)

第六条 水先法(昭和二十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に、「期間より、船を」を「期間より船に」、「運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第三十九条の海運局長をいう」を「海運監理部長を含む。以下同じ」に改め、同項第三号中「ものの外を」を「もののほか」に改める。

第二十六条中「当り」を「当たり」に、「もよりの海運局若しくはその支局又はこれらの出張所」を「最寄りの海運局、海運監理部若しくは海運支局又はこれらの出張所(以下「海運局等」という。に改める。

第二十七条中「左の」を「次の」に、「もよりの海運局若しくはその支局又はこれらの出張所」を「最寄りの海運局等」に改め、同条第三号中「危険の虞を」を「危険のおそれ」に改める。

第二十八条中「もよりの海運局若しくはその支局又はこれらの出張所」を「最寄りの海運局等」に改める。

(労働組合法の一部改正)

第七条 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二十二項ただし書中「各海運局の管轄区域」の下に「(関東海運局にあつては、新潟県及び長野県の区域を除く。並びに新潟県及び長野県の区域を加え、及び当分の間を」並びに当分の間」に改める。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第八条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「地方支分部局の長」を「財務局長若しくは福岡財務支局長」に改める。

(港湾運送事業法の一部改正)

第九条 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第三十九条の海運局長をいう。以下同じ」を「海運監理部を含む」に改める。

第七条の三の見出し中「まつ消」を「まつ消」に改め、同条中「海運局長をいう」を「海運監理部長を含む」に、「左の」を「次の」に、「まつ消」を「まつ消」に改め、同条第四号中「取消」を「取消し」に改める。

(出入国管理令の一部改正)
第十条 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百

十九号)の一部を次のように改正する。

第六十一条の二第二項及び第三項、第六十一条の三第一項並びに第六十一条の六中「入国管理事務所」を「地方入国管理局」に改める。

第六十一条の七第四項及び第五項中「入国管理事務所」を「地方入国管理局」に改める。

第六十一条の八第一項中「入国管理事務所」を「地方入国管理局」に改める。

(最低賃金法の一部改正)
第十一条 最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四十条中「海運局長」の下に「(海運監理部長を含む。を」を加え、「海運局長の管轄区域」を「海運局又は海運監理部の管轄区域(関東海運局にあつては、海運監理部の管轄区域を除く。に改める。

(地方行政連絡会議法の一部改正)

第十二条 地方行政連絡会議法(昭和四十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第八号中「海運局」の下に「(海運監理部を含む。を」を加える。

(外国証券業者に関する法律の一部改正)
第十三条 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第三十二条中「財務局長」の下に「又は福岡財務支局長」を加える。

(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正)
第十四条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「海運局」を「海運局(海運監理部を含む。に」に、「運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第三十九条の海運局長をいう」を「海運監理部長を含む」に改める。

(特定不況地域離職者臨時措置法の一部改正)
第十五条 特定不況地域離職者臨時措置法(昭和五十三年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第三十九条の海運局長をいう」を「海運監理部を含む」に改める。

(労働関係調整法等の一部改正)

第十六条 次に掲げる法律の規定中「海運局長」の下に「(海運監理部長を含む。を」を加える。

一 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第九条

二 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)

第二十四条第二項

三 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第十条

四 火災類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第四十九条第二項及び第五十条第一項

五 船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九

昭和五十五年十月二十四日 衆議院會議録第八号 地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

号)第二十七條第二項

六 モーターボート競走法(昭和二十六年法律

第二百四十二号)第二十六條の二

七 離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百

二十六号)第十六條

八 臨時船舶建造調整法(昭和二十八年法律第

百四十九号)第五條

九 倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十一号)

第二十六條

十 内航海運組合法(昭和三十二年法律第六十

十二号)第六十八條

十一 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法

律第六十号)第一百條第一項

十二 小型船舶造船業法(昭和四十一年法律第百

十九号)第二十三條

十三 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法

律(昭和四十五年法律第三十六号)第五十三

條第一項

十四 船舶職員法の一部を改正する法律(昭和

四十九年法律第三号)附則第三條

十五 油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第

九十五号)第四十四條

十六 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和

五十一年法律第三十四号)第十六條

十七 船舶のトン数の測定に関する法律(昭和

五十五年法律第四十号)第十三條第一項

(証券取引法等の一部改正)

第十七條 次に掲げる法律の規定中「地方支分部

局の長」を「財務局長又は福岡財務支局長」に改める。

一 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)

第九十四條の二

二 相互銀行法(昭和二十六年法律第九十九

号)第二十二條

三 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十

八号)第八十八條

(海上運送法等の一部改正)

第十八條 次に掲げる法律の規定中「海運局長」の

下に「(海運監理部長を含む。以下同じ。)」を加

える。

一 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七

号)第四十五條の二第一項

二 造船法(昭和二十五年法律第二百二十九号)

第十條第一項

三 内航海運業法(昭和二十七年法律第五百十

一号)第二十九條

(海事代理士法等の一部改正)

第十九條 次に掲げる法律の規定中「運輸省設置

法(昭和二十四年法律第五十七号)第三十九條

の海運局長の長をいう」を「海運監理部長を含む」

に改める。

一 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二

号)第八條第一項

二 漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法

律第四十三号)第十七條第三項

三 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭

和五十二年法律第九十六号)第六條

(経過措置)

第二十條 この法律の施行前にしたこの法律によ

る改正に係る国の機関の法律若しくはこれに基

づく命令の規定による許可、認可その他の処分

又は契約その他の行為(以下この条において「処

分等」という。)は、政令で定めるところによ

り、この法律による改正後のそれぞれの法律若

しくはこれに基づく命令の規定により又はこれ

らの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、相当

の国の機関のした処分等とみなす。

第二十一條 この法律の施行前にこの法律による

改正に係る国の機関に対してした申請、届出そ

の他の行為(以下この条において「申請等」とい

う。)は、政令で定めるところにより、この法律

による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに

基づく命令の規定により又はこれらの規定に基

づく所掌事務の区分に応じ、相当の国の機関に

対してした申請等とみなす。

理 由

行政機構の簡素化を図るため、本省等に置かれ
る地方支分部局の整理再編成を行うとともに、こ
れに伴う関連規定の整備等を行う必要がある。こ
れが、この法律案を提出する理由である。

地方支分部局の整理のための行政管理庁設
置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

一 に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、行政機構の簡素化を図るため、本省
等に置かれる地方支分部局の整理再編成を行う
とともに、これに伴う関連規定の整備等を行お
うとするもので、その要旨は次のとおりであ
る。

1 行政管理庁等八省庁についてその地方支分
部局の整理再編成を行うこと。

(1) 行政管理庁の中国管区行政監察局及び四
国管区行政監察局を統合して中国四国管区
行政監察局とし、同局に四国行政監察支局
を置くこと。

(2) 法務省の札幌、仙台、東京、成田、横
浜、名古屋、大阪、神戸、高松、広島、下
関、福岡、鹿児島及び那覇の十四の入国管
理事務所を東京、大阪、名古屋、広島、福
岡、仙台、札幌及び高松の入国地方入国管理
局に再編成し、残余の六事務所を支局又は
出張所とすること。

(3) 大蔵省の北九州財務局及び南九州財務局
を統合して九州財務局とし、同局に福岡財
務支局を置くこと。

(4) 厚生省の中国地方医務局及び四国地方医
務局を統合して中国四国地方医務局とし、
同局に四国地方医務支局を置くこと。

(5) 農林水産省については、昭和六十年三月
三十一日までに、営林局を統合するために

必要な措置を講ずるものとする。

(6) 通商産業省の名古屋鉱山保安監督部及び大阪鉱山保安監督部並びに広島鉱山保安監督部及び四国鉱山保安監督部をそれぞれ統合すること。

(7) 運輸省の新潟海運局及び関東海運局を統合して関東海運局とし、同局に海運監理部を置くこと。

(8) 建設省の筑波研究学園都市営繕建設本部を廃止すること。

2 行政管理庁の四国行政監察支局、大蔵省の福岡財務支局及び厚生省の四国地方医務支局は、昭和六十年三月三十一日までに廃止するものとする。

3 その他関連規定の整備等を行うこと。
なお、この法律は、昭和五十六年四月一日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

本案は、行政機構の簡素化を図るため、必要な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十五年十月二十三日

内閣委員長 江藤 隆美

衆議院議長 福田 一 殿

〔別紙〕

地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、地方支分部局の整理再編成を行うに当たっては、国民の立場に立つた行政サービスの一層の向上に努めるとともに、本法の実施に際しては、行政サービスの低下をきたさないよう配慮し、関係機関に勤務する職員の処遇や勤務条件について適切な配慮を加えること。
右決議する。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、四国行政監察支局等の設置に関し承認を求めるの件

右

国会に提出する。

昭和五十五年十月六日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、四国行政監察支局等の設置に関し承認を求めるの件

行政管理庁設置法第三条の二第七項から第九項までの規定により四国行政監察支局を、大蔵省設置法第二十一条の三の規定により福岡財務支局を、厚生省設置法第三十三条の二の規定により四

国地方医務支局を、通商産業省設置法第三十五条の規定により中部近畿鉱山保安監督部の支部及び中国四国鉱山保安監督部の支部を、それぞれ設置

する必要がある。このため、別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

別紙

名 称	位 置	管 轄 区 域
四国行政監察支局	高松市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
福岡財務支局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県
四国地方医務支局	高松市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
中部近畿鉱山保安監督部大阪支部	大阪市	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国四国鉱山保安監督部四国支部	高松市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県

理 由

四国における行政監察、行政苦情あつせん等に関する業務を円滑に遂行するため、高松市に四国行政監察支局を、福岡県、佐賀県及び長崎県における国の財務等に関する行政事務を円滑に遂行するため、福岡市に福岡財務支局を、四国における国立病院及び国立療養所の業務の指導監督及び国立病院特別会計の経理に関する事務を円滑に遂行するため、高松市に四国地方医務支局を、鉱山保安法の施行等の事務を円滑に遂行するため、大阪市に中部近畿鉱山保安監督部大阪支部及び高松市に中国四国鉱山保安監督部四国支部を、それぞれ

設置する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、四国行政監察支局等の設置に関し承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書
一 本件の目的及び要旨
本件は、今国会に別途提出されている「地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案」による本省等に置かれる地方支分部局の整理再編成に伴い、高松市に四国行政監察支局を、福岡市に福岡財務支局を、

昭和五十五年十月二十四日 衆議院会議録第八号 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、四国行政監察支局等の設置に関し承認を求めるの件及び同報告書

一三八

高松市に四国地方医務支局を、大阪市に中部近畿鑑査山保安監督部の大阪支部を、高松市に中国四国鑑査山保安監督部の四国支部を、それぞれ設置することについて、地方自治法の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

二 本件の議決理由

本件は、地方自治の本旨に照らして妥当な措置と認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十五年十月二十三日

内閣委員長 江藤 隆美

衆議院議長 福田 一殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(定価一部)
一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号

大蔵省印刷局

電話 東京 五三 四四 八六

〒105